

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中表の部分の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額												区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額
			貸切使用														
			土曜日及び休日						その他の日								
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合					
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで			
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額 の50 パー セン トに	円	1 附属の 施設又は 設備の利 用料金 附属の 施設又は 設備を使 用する場 合におい ては、1 件又は1
		一般	7,850	12,290	16,370	15,700	24,580	32,750	6,540	10,240	13,650	13,080	20,490	27,300	320		
	その他の催し に使用する場 合	39,220	61,420	81,930	58,820	92,140	122,900	32,680	51,180	68,280	49,020	76,780	102,410				
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	1,950	3,070	4,090	3,920	6,140	8,190	1,640	2,560	3,410	3,270	5,120	6,820		130	

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	320	式 1 時間 までごと に1,420円 の範囲内 で知事が 定める額
		一般	3,920	6,140	8,190	7,850	12,290	16,370	3,270	5,120	6,820	6,540	10,240	13,650				
	その他の催し に使用する場 合		19,600	30,700	40,960	29,410	46,070	61,450	16,330	25,590	34,140	24,510	38,400	51,200			2 電気料	
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,120	2,650	4,230	4,230	5,310	8,470	1,760	2,200	3,530	3,530	4,410	7,060	130	電気を使 用する 場合又は 暖房を使 用する期 間におい ては、実 費を基準 として知 事が定め る額	
		一般	4,230	5,310	8,470	8,470	10,590	16,940	3,530	4,410	7,060	7,060	8,830	14,110	320			
	その他の催し に使用する場 合		10,570	13,240	21,190	21,150	26,480	42,380	8,800	11,030	17,660	17,620	22,060	35,320				
	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,060	1,330	2,120	2,120	2,650	4,230	880	1,110	1,760	1,760	2,200	3,530	130			
遠 的 場	一般	2,120	2,650	4,230	4,230	5,310	8,470	1,760	2,200	3,530	3,530	4,410	7,060	320				
	その他の催し に使用する場 合		5,290	6,620	10,590	10,570	13,240	21,190	4,400	5,510	8,830	8,800	11,030	17,660				
相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	870	1,060	1,760	1,750	2,130	3,530	720	880	1,460	1,450	1,770	2,930	130			

ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														
	一般	1,750	2,130	3,530	3,490	4,270	7,040	1,450	1,770	2,930	2,910	3,550	5,870	320	
その他の催し に使用する場 合		4,390	5,310	8,820	8,790	10,590	17,650	3,660	4,410	7,350	7,320	8,830	14,710		
第3条第1項の規定 による許可を受けた 場合の利用料金の上 限額	1人1時間までごとに860円														

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。